

新	旧	備考																								
<p style="text-align: center;">限度額設定型貿易保険手続細則</p> <p style="text-align: center;">平成 15 年 4 月 1 日 03 - 制度 - 00018 沿革 (略) <u>平成28年10月24日 一部改正</u></p> <p>限度額設定型貿易保険約款 (平成 15 年 4 月 1 日 03 - 制度 - 00017。以下「約款」という。) に基づく申込みその他保険契約に関する手続的な事項については、次に定めるところによるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">限度額設定型貿易保険手続細則</p> <p style="text-align: center;">平成 15 年 4 月 1 日 03 - 制度 - 00018 沿革 (略)</p> <p>限度額設定型貿易保険約款 (平成 15 年 4 月 1 日 03 - 制度 - 00017。以下「約款」という。) に基づく申込みその他保険契約に関する手続的な事項については、次に定めるところによるものとする。</p>																									
<p>第 1 条～第 4 条 (略)</p>	<p>第 1 条～第 4 条 (略)</p>																									
<p>(保険料の納付等)</p> <p>第 5 条 保険契約者は、日本貿易保険が発行する保険料請求書に従い保険料を納付しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 保険契約者は、約款第 22 条第 7 項により日本貿易保険から保険料の返還を受けることを申請するときは、別紙様式第 3 による限度額設定型貿易保険における保険料返還に係る申請書を本店等に提出しなければならない。</p>	<p>(保険料の納付等)</p> <p>第 5 条 保険契約者は、日本貿易保険が発行する保険料請求書に従い保険料を納付しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 保険契約者は、約款第 22 条第 6 項により日本貿易保険から保険料の返還を受けることを申請するときは、別紙様式第 3 による限度額設定型貿易保険における保険料返還に係る申請書を本店等に提出しなければならない。</p>																									
<p>第 6 条～第 22 条 (略)</p>	<p>第 6 条～第 22 条 (略)</p>																									
<p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>この改正は、平成28年11月 1 日から実施する。</u></p>																										
<p>別表 1</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>様式番号</th> <th>提出書類</th> <th>提出部数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 - 1</td> <td>限度額設定型貿易保険事前相談依頼書</td> <td>1 (1)</td> </tr> <tr> <td>1 - 2</td> <td>限度額設定型貿易保険事前相談依頼書</td> <td>1 (1)</td> </tr> <tr> <td>1 - 3</td> <td>限度額設定型貿易保険事前相談依頼書 (保険</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>	様式番号	提出書類	提出部数	1 - 1	限度額設定型貿易保険事前相談依頼書	1 (1)	1 - 2	限度額設定型貿易保険事前相談依頼書	1 (1)	1 - 3	限度額設定型貿易保険事前相談依頼書 (保険	1	<p>別表 1</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>様式番号</th> <th>提出書類</th> <th>提出部数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 - 1</td> <td>限度額設定型貿易保険事前相談依頼書</td> <td>1 (1)</td> </tr> <tr> <td>1 - 2</td> <td>限度額設定型貿易保険事前相談依頼書</td> <td>1 (1)</td> </tr> <tr> <td>1 - 3</td> <td>限度額設定型貿易保険事前相談依頼書 (保険</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>	様式番号	提出書類	提出部数	1 - 1	限度額設定型貿易保険事前相談依頼書	1 (1)	1 - 2	限度額設定型貿易保険事前相談依頼書	1 (1)	1 - 3	限度額設定型貿易保険事前相談依頼書 (保険	1	
様式番号	提出書類	提出部数																								
1 - 1	限度額設定型貿易保険事前相談依頼書	1 (1)																								
1 - 2	限度額設定型貿易保険事前相談依頼書	1 (1)																								
1 - 3	限度額設定型貿易保険事前相談依頼書 (保険	1																								
様式番号	提出書類	提出部数																								
1 - 1	限度額設定型貿易保険事前相談依頼書	1 (1)																								
1 - 2	限度額設定型貿易保険事前相談依頼書	1 (1)																								
1 - 3	限度額設定型貿易保険事前相談依頼書 (保険	1																								

新			旧			備考
1 - 4	金支払限度額の増額・仕向国の追加 限度額設定型貿易保険事前相談依頼書（保険 金支払限度額の増額・仕向国の追加）	1 (1)	1 - 4	金支払限度額の増額・仕向国の追加 限度額設定型貿易保険事前相談依頼書（保険 金支払限度額の増額・仕向国の追加）	1 (1)	
2 - 1	限度額設定型貿易保険申込書	1 (1)	2 - 1	限度額設定型貿易保険申込書	1 (1)	
2 - 2	限度額設定型貿易保険申込書	1	2 - 2	限度額設定型貿易保険申込書	1	
2 - 3	限度額設定型貿易保険申込確認書	1	2 - 3	限度額設定型貿易保険申込確認書	1	
2 - 4	限度額設定型貿易保険告知書	1	2 - 4	限度額設定型貿易保険告知書	1	
3	限度額設定型貿易保険における保険料返還 に係る申請書	1	3	限度額設定型貿易保険における保険料返還 に係る申請書	1	
4	限度額設定型貿易保険における他の保険契 約の通知書	1	4	限度額設定型貿易保険における他の保険契 約の通知書	1	
5	限度額設定型貿易保険被保険者合併等通知 書	1	5	限度額設定型貿易保険被保険者合併等通知 書	1	
6 - 1	限度額設定型貿易保険保険契約上の地位譲 渡承認申請書	1 (1)	6 - 1	限度額設定型貿易保険保険契約上の地位譲 渡承認申請書	1 (1)	
6 - 2	限度額設定型貿易保険保険目的等譲渡承認 申請書	1 (1)	6 - 2	限度額設定型貿易保険保険目的等譲渡承認 申請書	1 (1)	
6 - 3	限度額設定型貿易保険保険契約上の地位等 譲渡終了通知書	1 (1)	6 - 3	限度額設定型貿易保険保険契約上の地位等 譲渡終了通知書	1 (1)	
7 - 1	限度額設定型貿易保険質権等設定承諾申請 書	1 (1)	7 - 1	限度額設定型貿易保険質権等設定承諾申請 書	1 (1)	
7 - 2	限度額設定型貿易保険質権等設定解除等通 知書	1 (1)	7 - 2	限度額設定型貿易保険質権等設定解除等通 知書	1 (1)	
8	限度額設定型貿易保険事情発生通知書	1 (1)	8	限度額設定型貿易保険事情発生通知書	1 (1)	
9 - 1	限度額設定型貿易保険（船積前）損失発生通 知書	1 (1)	9 - 1	限度額設定型貿易保険（船積前）損失発生通 知書	1 (1)	
9 - 2	限度額設定型貿易保険（船積後）損失等発生 通知書	1 (1)	9 - 2	限度額設定型貿易保険（船積後）損失等発生 通知書	1 (1)	
10 - 1	限度額設定型貿易保険（船積前）入金通知書	1 (1)	10 - 1	限度額設定型貿易保険（船積前）入金通知書	1 (1)	
10 - 2	限度額設定型貿易保険（船積後）入金通知書	1 (1)	10 - 2	限度額設定型貿易保険（船積後）入金通知書	1 (1)	
11	限度額設定型貿易保険における保険金請求 期間の猶予期間設定申請書	1 (1)	11	限度額設定型貿易保険における保険金請求 期間の猶予期間設定申請書	1 (1)	
12 - 1	限度額設定型貿易保険（船積前）保険金請求	1 (1)	12 - 1	限度額設定型貿易保険（船積前）保険金請求	1 (1)	

新			旧			備考
12 - 2	書 限度額設定型貿易保険（船積後）保険金請求書	1 (1)	12 - 2	書 限度額設定型貿易保険（船積後）保険金請求書	1 (1)	
13	限度額設定型貿易保険保険金請求経緯書	1 (1)	13	限度額設定型貿易保険保険金請求経緯書	1 (1)	
14	限度額設定型貿易保険時効中断承認申請書	1	14	限度額設定型貿易保険時効中断承認申請書	1	
15	限度額設定型貿易保険回収協力義務履行状況報告書	1 (1)	15	限度額設定型貿易保険回収協力義務履行状況報告書	1 (1)	
16	限度額設定型貿易保険回収金通知書	1 (1)	16	限度額設定型貿易保険回収金通知書	1 (1)	
17	限度額設定型貿易保険回収費用負担申請書	1 (1)	17	限度額設定型貿易保険回収費用負担申請書	1 (1)	
18 - 1	限度額設定型貿易保険権利行使等委任状	1 (1)	18 - 1	限度額設定型貿易保険権利行使等委任状	1 (1)	
18 - 2	限度額設定型貿易保険権利行使等委任状（保険金請求前）	1 (1)	18 - 2	限度額設定型貿易保険権利行使等委任状（保険金請求前）	1 (1)	
19	限度額設定型貿易保険回収納付金返還請求書	1 (1)	19	限度額設定型貿易保険回収納付金返還請求書	1 (1)	
その他、日本貿易保険が提出を指示した資料及び部数による			その他、日本貿易保険が提出を指示した資料及び部数による			
注：提出部数欄の（ ）内は、添付資料の数 提出書類及び添付資料の用紙は、原則として、A4規格のものとする。			注：提出部数欄の（ ）内は、添付資料の数 提出書類及び添付資料の用紙は、原則として、A4規格のものとする。			

別表2（第14条第1項第1号関係）

約款第3条第1号のてん補危険の場合の提出書類

提出書類	備考
1. 保険金請求書	別紙様式による保険金請求書、輸出契約等番号・事故発生日・事故確定日毎に作成
2. 保険金請求経緯書	別紙様式による保険金請求経緯書
3. 損失額を確認できる書類	(1) 損失額の算出根拠等 ① 供給契約を証する書類 ② 既支出費用を証する書類（製造原価計算書、ライセンス契約料等）

別表2（第14条第1項第1号関係）

約款第3条第1号のてん補危険の場合の提出書類

提出書類	備考
1. 保険金請求書	輸出契約等番号・決済期限毎に作成
2. 保険金請求経緯書	別紙様式第13による保険金請求経緯書
3. 過去の取引状況確認書	輸出契約等の相手方に係る保険契約締結日の2月前から、保険金請求に係る船積予定日前に決済日が到来した取引の輸出契約等の一覧表（輸出契約等番号、輸出契約締結日、決済期限、決済金額、支払日、支払金額、船積日）

新		旧	備考	
	<p>(2) 貨物の処分・保全に要した費用等</p> <p>① 貨物の処分を証する書類（廃棄証明書等）</p> <p>② 貨物の処分のために要した費用を証する書類</p> <p>③ 貨物を船積国以外の国に転売した場合は以下の書類</p> <p>(i) 当該貨物の船積を証する書類（船荷証券、インボイス）</p> <p>(ii) 転売に係る契約書等</p> <p>(iii) 倉庫保管料、運送費用又は加工等を行った場合は当該加工費用等</p> <p>④ 在庫証明書、入出庫証明書</p> <p>(3) 保険金請求までに入金がなされている場合は、入金を確認できる書類（銀行が発行する入金の確認可能な書類等）</p>	<p>の記載を含む。様式任意)</p> <p>4. 保険事故を確認できる書類</p>	<p>(1) 損失額の算出根拠等</p> <p>① 供給契約を証する書類</p> <p>② 既支出費用を証する書類（製造原価計算書、ライセンス契約料等）</p> <p>(2) 貨物の処分・保全に要した費用等</p> <p>① 貨物の処分を証する書類（廃棄証明書等）</p> <p>② 貨物の処分のために要した費用を証する書類</p> <p>③ 貨物を船積国以外の国に転売した場合は以下の書類</p> <p>(i) 当該貨物の船積を証する書類（船荷証券、インボイス）</p> <p>(ii) 転売に係る契約書等</p> <p>(iii) 倉庫保管料、運送費用又は加工等を行った場合には当該加工費用等</p> <p>④ 在庫証明書、入出庫証明書</p>	
<p>4. 保険事故を確認できる書類</p>	<p>(1) 約款第4条第1号、第2号、第4号、第5号、第6号、第7号又は第10号に該当する事由による保険事故については、当該規制及び措置に関する法令等当該事実を証する書類</p> <p>(2) 約款第4条第3号に該当する事由のうち、支払国に起因する外貨送金遅延による保険事故については、輸出契約等の相手方が外貨送金に必要な手続を実施していることを証する書類（ローカル・デポジットの証明書の写し、外貨割当申請書の写し等）</p> <p>(3) 約款第4条第8号に該当する事由による保険事故については、その事実を報道した新聞記事の写し等当該事実を証する書類</p> <p>(4) 約款第4条第9号に該当する事由による保険事故については、本邦外において生じ</p>	<p>5. 請求までに入金がなされている場合、入金を確認できる書類</p> <p>6. 保険事故の内容を証する書類</p>	<p>銀行が発行する入金の確認可能な書類等</p> <p>(1) 非常危険の場合、該当する事故事由を証する書類（災害発生に関する情報、規制及び措置に関する法令等）</p> <p>(2) 信用危険の場合、以下の書類</p> <p>① 破産手続開始の決定については、現地裁判所の公告、破産管財人の決定等、手続きの開始を証明する書類の写し</p> <p>② 契約キャンセルの場合、キャンセルレター等</p>	

新		旧		備考
	<p>た事由につき、その内容を証する書類</p> <p>(5) 約款第4条第11号に該当するてん補事由のうち、当該相手方が当該輸出契約等を一方的に破棄したことによる保険事故については、当該相手方によるキャンセルレター等当該事実を証する書類</p> <p>(6) 約款第4条第11号イ、ロ、ハ又はニに該当する事由による保険事故については、被保険者による解除通知書等当該事実を証する書類</p> <p>(7) 約款第4条第12号に該当する事由による保険事故については、現地裁判所の公告、破産管財人の決定等、手続の開始を証する書類</p> <p>(8) 約款第4条第13号に該当する事由による保険事故については、当該公的機関が支払不能の事実を明らかにした書類の写し(会社更生手続、民事再生手続、特別清算手続又は当該国その他の外国の法令に基づく制度上これらに準ずる手続開始の決定については、現地裁判所の公告等手続の開始を証する書類の写し)</p>	<p>7. 損失防止軽減義務の履行を確認できる書類</p>	<p>以下に掲げる、主な損失防止軽減措置を実施したことを証する書類(写し)</p> <p>①輸出契約等の相手方に対し損害賠償請求権を行使可能な場合には権利行使し、督促を行ったことを証する書類</p> <p>②輸出契約等の相手方が、破産または会社更生等の法的手続きに移行した場合には、債権登録等現地法に定められた必要な手続を行ったことを確認できる書類</p> <p>③転売を図り損失を軽減させたことを証する書類</p>	
		<p>8. 保険証券</p>	<p>質権者又は譲渡担保権者が請求する場合には、保険証券の原本</p>	
		<p>9. 質権者又は譲渡担保権者からの委任状又は同意書</p>	<p>質権、又は譲渡担保が設定されており、当該質権者又は譲渡担保者以外の者が請求者である場合(様式任意)</p> <p>(保険証券番号、輸出契約等番号、決済期限、対象金額、債務者名等の記載、及び当該質権者、又は譲渡担保権者の代表者の捺印押印が必要)</p>	
<p>5. 輸出契約等の成立及び内容を確認できる書類</p>	<p>(1) 輸出等契約書、発注書等の書類の写し(契約当事者双方のサインを確認できるもの)</p> <p>(2) 個別契約の他に別途基本契約等がある場合は、当該契約書の写し</p> <p>(3) 輸出契約等の変更が行われた場合は、変更後の契約書の写し</p>	<p>10. 上記1~9の提出書類に代わる資料、又は提出書類内容を補足する書類</p>		
<p>6. 損失防止軽減義務の履行を確認できる書類</p>	<p>以下に掲げる主な損失防止軽減措置を実施したことを証する書類</p> <p>① 輸出契約等の相手方に対し損害賠償請求権を行使可能な場合は権利行使し、督促を</p>		<p>注：ただし、上記提出書類は日本貿易保険が認めた場合に限り他の証明書類で代替することができる。</p>	

新		旧	備考
	行ったことを証する書類 ② 輸出契約等の相手方について破産手続、会社更生手続、民事再生手続、特別清算手続又は当該国その他の外国の法令に基づく制度上これらに準ずる手続が開始された場合は、債権届出を証する書類及び（もしあれば）届出債権の認否を確認できる書類 ③ 転売を図り損失を軽減させたことを証する書類		
7. 保険証券	質権者又は譲渡担保権者が請求する場合は、保険証券の原本		
8. 質権者又は譲渡担保権者からの委任状又は同意書	質権又は譲渡担保が設定されており、当該質権者又は譲渡担保権者以外の者が請求者である場合		

注：ただし、上記提出書類は日本貿易保険が認めた場合に限り他の書類で代替することができる。

別表3（第14条第1項第2号関係）		別表3（第16条第1項第2号関係）	
約款第3条第2号及び第3号のてん補危険の場合の提出書類		約款第3条第2号及び第3号のてん補危険の場合の提出書類	
提出書類	備考	提出書類	備考
1. 保険金請求書	別紙様式による保険金請求書、輸出契約等番号・決済期限毎に作成	1. 保険金請求書	輸出契約等番号・決済期限毎に作成
2. 保険金請求経緯書	別紙様式による保険金請求経緯書	2. 保険金請求経緯書	別紙様式第13による保険金請求経緯書
3. 未決済の事実及び当該未決済額を確認できる書類	(1) 手形及びILC決済の場合は、銀行が発行する未決済額の確認可能書類等（銀行間のSWIFT電文書類の写し等、銀行等からの取立や督促に対して不払いを確認できる書類） (2) 上記(1)以外の場合は、支払人が未決済額を確認した書類（債務確認書等）又は被保	3. 過去の取引状況確認書	輸出契約等の相手方に係る保険契約締結日の2月前から、保険金請求に係る船積日前に決済期限が到来した取引の輸出契約等の一覧表（輸出契約等番号、輸出契約締結日、決済日、決済金額、支払日、支払金額、船積日の記載を含む。様式任意）
		4. 未決済及び当該未	(1) 手形及びILC決済等の場合は、銀行が発行

新		旧		備考	
4. 保険事故を確認できる書類	<p>険者が未決済額を表明した書類</p> <p>(1) 約款第4条第1号、第2号、第4号、第5号、第6号又は第7号に該当する事由による保険事故については、当該規制及び措置に関する法令等当該事実を証する書類</p> <p>(2) 約款第4条第3号に該当する事由のうち、支払国に起因する外貨送金遅延による保険事故については、輸出契約等の相手方が外貨送金に必要な手続を実施していることを証する書類（ローカル・デポジットの証明書の写し、外貨割当申請書の写し等）</p> <p>(3) 約款第4条第8号に該当する事由による保険事故については、その事実を報道した新聞記事の写し等当該事実を証する書類</p> <p>(4) 約款第4条第9号に該当する事由による保険事故については、本邦外において生じた事由につき、その内容を証する書類</p> <p>(5) 約款第4条第12号に該当する事由による保険事故については、現地裁判所の公告、破産管財人の決定等、手続の開始を証する書類</p>	<p>決済額を確認できる書類</p>	<p>する未決済額の確認可能書類等（銀行間のSWIFT電文書類の写し等、銀行等からの取立や督促に対して不払いを確認できる書類）</p> <p>(2) 支払人からの債務確認書等</p>		
	5. 輸出契約等の成立及び内容を確認できる書類	<p>(1) 輸出等契約書、発注書等の書類の写し（契約当事者双方のサインを確認できるもの）</p> <p>(2) 個別契約の他に別途基本契約等がある場合は、当該契約書の写し</p> <p>(3) 輸出契約等の変更が行われた場合は、変更後の契約書の写し</p>	<p>5. 保険事故を確認できる書類</p>		<p>(1) 非常危険の場合</p> <p>①ローカル・デポジットの証明書の写し</p> <p>②外貨割当申請書の写し</p> <p>③規制及び措置に関する法令等</p> <p>④その他日本貿易保険が特に認める書類</p> <p>(2) 信用危険の場合</p> <p>①破産手続開始の決定については、現地裁判所の公告、破産管財人の決定等、手続の開始を証明する書類</p> <p>②3月以上の債務の履行遅滞については、保険事故に係わる事実関係（不払いの理由、支払人等の現状）、支払人への督促状況を確認できる書類</p>
		6. 船積の事実及び内容を確認できる書類	<p>(1) B/L、インボイス等船積書類の写し</p> <p>(2) 仲介貿易契約について、指図式のB/L（荷受人の表記が「To Order」のもの）を提出する場合は、B/L表面に加え、裏面の写し</p>		<p>6. 輸出契約書等の写し</p>
7. 船積の内容等を確認できる書類の写し	<p>B/L、インボイス等船積書類の写し</p> <p>（輸出契約等のうち仲介貿易契約を含む一の契約について、指図式のB/L（荷受人の表記が「To Order」のもの）を提出する場合は、B/L表面に加え、裏面の写し）</p>				

	新	旧	備考
7. 損失防止軽減義務の履行を確認できる書類	<p>以下に掲げる主な損失防止軽減措置を実施したことを証する書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 支払人に対する支払の督促を確認できる書類 ② 保険の対象である債権を時効としない措置を取ったことを証する書類 ③ 保証人がいる場合は、保証人に対し保証の履行請求を行ったことを確認できる書類 ④ 担保権の設定がある場合は、担保権を行使したことを確認できる書類 ⑤ 輸出契約等上の債権保全に係る輸出者等の権利を行使したことを確認できる書類 ⑥ 貨物の保全が可能な場合は、貨物を保全したことを確認できる書類 ⑦ 弁護士又は回収業者に債権の取立を依頼した場合は、当該取立を依頼したことを証する書類 ⑧ 輸出契約等の相手方について破産手続、会社更生手続、民事再生手続、特別清算手続又は当該国その他の外国の法令に基づく制度上これらに準ずる手続が開始された場合は、債権届出を証する書類及び（もしあれば）届出債権の認否を確認できる書類 	<p>8. 損失防止軽減義務の履行を確認できる書類の写し</p> <p>以下に掲げる主な損失防止軽減措置を実施したことを証する書類の写し</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 支払人に対する支払いの督促を確認できる書類 (2) 未払債権に対する請求権を時効としない措置を取ったことを証する書類（時効の中断を確認できる書類（支払督促、債務確認、弁護士等からの意見書（時効の中断を図る方策が取られたことを確認できる書類等）） (3) 保証人がいる場合には、保証人に対し保証の履行請求を行ったことを確認できる書類 (4) 担保権の設定がある場合には、担保権を行使したことを確認できる書類 (5) 債権保全のための輸出契約等の契約上の権利を行使したことを確認できる書類 (6) 貨物の保全が可能な場合には、貨物を保全したことを確認できる書類 (7) 非常危険の場合には、以下の書類 <ul style="list-style-type: none"> ① 外貨送金規制の場合には、ローカル・デポジットが保全されていることに努め、これを確認できる書類 ② 外貨割当申請が必要な場合にはこれを行ったことを確認できる書類 (8) 信用危険の場合には、以下の書類 <ul style="list-style-type: none"> ① 債権取立を業とする者又は弁護士等に債権の取立依頼をした場合は当該取立依頼を託する書類 ② 債権登録を行った場合（申請中の場合を含む。）は当該登録を証する書類 ③ 債権者会議等の開催があった場合は、当該会議等の進捗又は結論を説明する書類 	
8. 過去の取引状況を確認できる書類	<p>輸出契約等の相手方に係る保険契約締結日の2月前から、保険金請求に係る船積日前に決済期限が到来した取引がある場合は、輸出契約等番号、船積日、決済期限、決済されるべき金額、入金日、入金金額を含む一覧表</p>		
9. 保険証券	<p>質権者又は譲渡担保権者が請求する場合は、保険証券</p>		
10. 手形の写し	<p>手形取引の場合（ユーザンス付き手形の場合は引受通知と共に提出のこと）</p>		

新		旧	備考	
11. 保証状の写し	ILC、L/G など支払保証付き案件の場合	④返済計画、配当の計画、整理案等がある場合は、当該計画等を証する書類及び回収の履行状況を説明する書類 ⑤法的措置を講じた場合は当該措置の内容を証する書類		
12. 質権者又は譲渡担保権者からの委任状又は同意書	質権又は譲渡担保が設定されており、当該質権者又は譲渡担保権者以外の者が請求者である場合	9. 保険証券		質権者又は譲渡担保権者が請求する場合には、保険証券
13. 代金回収不能貨物の処分に係る回収費用を確認できる書類	主な費用は、以下のとおり。 代金回収不能貨物の処分・転売費用（倉庫保管料、転売のための再加工費用（梱包・運送費・保険料を含む））	10. 一部入金がある場合の入金額を確認できる書類		銀行が発行する入金の確認可能な書類等
14. 他の保険の請求状況を確認できる書類	同一の輸出契約等について、日本貿易保険との間で別の保険契約が締結されている場合又は民間損害保険会社との間で貿易保険と同様なたん補範囲となる保険が重複して契約されている場合は、その契約内容を確認できる書類（ただし、海上保険については対象外）	11. 支払保証付き案件の場合、保証状の写し		ILC、L/G など支払保証付き案件についてその写し
		12. 手形の写し		手形取引の場合（ユーザンス付き手形の場合は引受通知と共に提出のこと。）
		13. 質権者又は譲渡担保権者からの委任状又は同意書		質権、又は譲渡担保が設定されており、当該質権者又は譲渡担保者以外の者が請求者である場合（様式任意） （保険証券番号、輸出契約等番号、決済期限、対象金額、債務者名等の記載、及び当該質権者、又は譲渡担保権者の代表者の捺印押印が必要）
		14. 代金回収不能貨物の処分に係る回収費用を確認できる書類		主な対象費用は、以下のとおり。 ・代金回収不能貨物の処分・転売費用（倉庫保管料、転売のための再加工費用（梱包・運送費・保険料含む））
		15. 他の保険の請求状況を確認できる書類		同一の輸出契約等について、日本貿易保険と別の保険契約を締結している場合、又は民間損害保険会社により貿易保険と同様なたん補範囲となる保険を重複して契約している場合は、その契約内容を確認出来る書類（ただ

注：ただし、上記提出書類は日本貿易保険が認めた場合に限り他の書類で代替することができる。

新	旧		備考
		し、海上保険については対象外)	
	16. 上記1～15の提出書類に代わる資料、又は提出書類内容を補足する書類		
	注：ただし、上記提出書類は日本貿易保険が認めた場合に限り他の <u>証明</u> 書類で代替することができる。		